

定 款

(令和4年6月29日現在)

松 尾 電 機 株 式 会 社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、松尾電機株式会社と称する。
英文では、MATSUO ELECTRIC CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種コンデンサの製造販売
2. 電子部品、通信器、電子電気機械器具の製造販売
3. 前各号製品の輸出入業務
4. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を豊中市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は10,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第 3 章 株 主 総 会

(総会の招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集する。
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(総会の議長)

第 16 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 20 条 当社の取締役は 7 名以内とする。

(選 任)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
取締役会は、その決議によって取締役相談役を定めることができる。

(取締役会)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がその職務を行なう。
取締役会に関しては、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める規則による。

(招 集)

第 25 条 取締役会を招集するには、会日から 2 日前までに各取締役及び各監査役に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決 議)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報 酬 等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額と定める。

(顧問及び相談役)

第 29 条 会社業務の指導及び重要事項を諮問するため、取締役会は、その決議によって顧問及び相談役を置くことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 30 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(選 任)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
会社法第 3 2 9 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 34 条 監査役会は、監査役全員をもって組織する。
監査役会に関しては、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める規則による。

(招 集)

第 35 条 監査役会を招集するには、会日から2日前までに各監査役に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決 議)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報 酬 等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 38 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額と定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(除斥期間)

第 41 条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3カ年を経てなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。
未払の剰余金の配当には、利息をつけない。

附則

- 1 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。